

## 芦屋市男女共同参画センター登録グループ会議室利用案内

- ◆登録団体 男女共同参画の視点で活動するグループで、事前に芦屋市男女共同参画センターに登録しているグループは、優先的に会議室等を予約できます。  
※新規登録を随時受付します。  
※登録期間…登録承認日～令和9年3月31日まで

- ◆開館日時 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分（窓口受付は午後5時まで）

- ◆休館日 日曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

- ◆貸室使用料等（令和8年7月1日より改定）

名称	広さ (㎡)	定員 (人)	区分	使用料金 (円)
小会議室	19	12	午前9時30分～正午	600
			午後1時～午後3時	480
			午後3時～午後5時	480
大会議室1	62	45 (66)	午前9時30分～正午	1,940
			午後1時～午後3時	1,580
			午後3時～午後5時	1,580
大会議室2	50	30 (54)	午前9時30分～正午	1,580
			午後1時～午後3時	1,340
			午後3時～午後5時	1,340

※定員欄の ( ) は、最大収容人数。

- \* 使用の許可は、やむを得ない理由があるとき1回に限り変更できます。
- \* 男女共同参画センターの登録グループが、男女共同参画推進の事業に使用するときは、申請により使用料を減免（3割）します。
- \* 申請時に納めた使用料は、原則返還できませんのでご注意ください。
- \* 使用時間は、準備及び後片付け等に要する時間を含みます。

### ◆利用方法

- \* 男女共同参画センター窓口での申込み、または、予約システムによる仮予約をご利用ください。なお、予約システムによる仮予約は、窓口で料金をお支払いいただくことにより予約が完了いたします。  
利用料の支払い方法 (<https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/shisetsu-yoyaku.html>)  
詳しい使用申込方法は、窓口までお問い合わせください。
- \* 登録グループが男女共同参画推進の事業に使用するとき、使用日の4か月前から申請できます。ただし、申請日が休館日にあたる場合は、窓口での申込みは次の開館日になります。

#### 【問合せ】

芦屋市精道町8番20号芦屋市分庁舎1・2階  
芦屋市男女共同参画センターウィザスあしや  
電話 0797-38-2023  
ファクス 0797-38-2175